

介護福祉学科

卒業の認定に関する方針

- 進級判定・卒業認定は、履修認定・成績考査の基準によって行っている。

(履修認定)

履修認定及び認定試験を受けるために必要な出席時間数は、次のとおりとし、これに満たない者に対しては履修認定をしない。

- (1) 社会福祉専門課程 学則に定める授業時間数の3分の2以上。なお、「医療的ケア」「医療的ケア演習」については、厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要項」の評価基準をもって表す。
- (2) 介護実習については、学則に定める授業時間数の5分の4以上。

(卒業認定)

所定の修業年限以上在籍し、必修科目全てを修得した者に対して、卒業を認定する。